

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事概要

1 日時

平成28年2月8日（月） 午後2時00分から午後4時50分まで

2 場所

千葉県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

(1) 委員（総数6名中5名）

佐藤委員 村山委員 早坂委員 金子委員 三島委員 ※大屋委員は欠席

(2) 県

古屋障害福祉課長、日暮副参事、菅野副課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

田中理事長、相馬理事、新養育園長、吉武事務局次長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長挨拶

(3) 議題

① 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

② その他

(4) 閉会

5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 金子委員、三島委員

(1) 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

○ 参考資料1から参考資料6について説明

<委員討議>

(佐藤座長)

理事会は毎月開かれていますか。

(事業団)

正式な理事会は年に6回くらいになっていますが、その間に理事運営会議で、理事同士の意見交換をしながら色々な課題について議論してきたという経緯がございます。

(佐藤座長)

そうすると、あわせて大体毎月1回ということですか。

(事業団)

大体、月に1回議論させていただいております。

(佐藤座長)

職員さんの確保とかあるいは移行に向けて様々な課題があるかと思えますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

○ 資料1について説明

<委員討議>

(三島委員)

私は、更生園を中心に多種の記録を合わせて見させてもらいました。総体としては、袖ヶ浦（福祉センター）の現在の虐待防止は、非常に前進して前向きになっているなという印象を持っています。関係者も大変な努力をされていると思えます。特に印象的だったのは、事故報告は虐待につながるわけなのでどうなのかなと思ったときに、現場から挙がってくる事実に対してマネジメントの方からのスーパーバイズが文章的に（コメントとして）無かったのでどうかと思ったのですが、相馬園長がきちんと対応しているという話を聞きまして、現場の監督者と直接支援する職員との信頼感が増していて、とても印象的な事でした。

課題として残っていることというのは、これは本当に印象ですが、一番は前々から言われていますが、障害が重い人達の日中活動というのがやはり乏しいのではないかといいですか、これはどうなのかなと思う部分がやはりまだ残っています。二番目に、障害が比較的軽い人達の地域生活支援ということを見ると、確か、個別支援計画を見ても、お小遣いをもって外出するというのが、本当に月に何回あるか、1回あるかというようなレベルで、これで良いのかなという疑問がありました。三番目に、障害の重い方というのはどうしても施設生活の中で、やはり服装が非常に貧困化して行って、一般社会で見ると「え、これで？」というような、正視できないような服装というのが施設内ではOKになってしまっている、というような部分も少し気になった部分です。それから、建物も改善したといっても、今日の日本では住むのがはばかれるような状態、あなたも住めますかと言われると遠慮したいなという感じる状態だと思うのですよね。

結論としては、虐待は当面は無い、絶対に起きそうもない状況だと思うのです。ただし、今言ったようなことはやはり人権侵害だと思うのですね。（衣服や住まいなどで）人権がきちんと保障されていない状態が続いているし、これは多分継続していくのかな、と。そう

いう意味では、虐待というのは人権侵害の極限であるわけですが、やはりそこに至る灰色の部分は相当残っているなと思います。それに関して、当面、進捗管理委員会の中でも、テーマとして見ると、報告書にあったように、まず量的な縮小と、二番目に自浄努力で、中でももう少し綺麗にしていこうという努力をしていく。これら2つそのものは全く申し分ないのですが、それだけで本当にこの人達の人権は守れるのだろうか。1人の人が亡くなって、その代償としてこんなことで良いのだろうか、というのは少し思ったりするところがあります。

そういう意味では、進捗管理委員会というのは今後何をすべきか、ただこの2つだけにテーマを絞ってしまうと、当面虐待は起きない、(施設も)小さくなった、で終わりではないということ、それでストップではいけないのではないかと、ということをお前々から言っておりますけれども、悩んでいるところです。それに絡んで後で提案させてもらいたいところがあります。

(早坂委員)

私の方は、養育園の方に行かせていただきまして、印象としては本当に職員さん達が明るくなっているというところと、あちら(職員)からお客様に対して積極的に声がかかるようになってきているところと、そういう意味ではすごく雰囲気は良くなっているなということを感じるのです。

けれども、今、三島委員がおっしゃったように、虐待ということに関する取組みというところでは、相当意識をして職員の意識改革も進んできてはいると思うのですがけれども、記録を見させていただいたりすると、個別支援計画で計画されていることが、日々の記録の中に落とし込まれていないので、モニタリングする時に何を基に書いているのか疑問に思うと言いますか、そういう意味で数値化といいますか、自傷のあるお子さんに関しても、自傷の頻度がどれ位どうなったのか、何をしてどうなったのかという、そういう細かい所が読みとれない感じでした。

それから、環境に関しては、寮の鉄扉を、ちょうど今見える化したような形で、明るい形に替えていたところだったのですがけれども、やはり、第4寮とか女性(第3寮)の所は少しは個別性というところが担保されているかなと思うのですがけれども、個室というものに対する職員の意識がすごく低い気がします。一人の人のお部屋として、どうその人の住まう場所という風に認識をしているのかというところが、更生園よりはずっとやりやすいのではないかなと思ったのですがけれども、相変わらず、(二人部屋から一人部屋になった部屋で)いらなくなった1人分のタンスが扉のとれたまま置いてあったりとか、そういうところの意識というのは、先程言いました権利や人権というところとやはりつながってくるのではないかと、非常に感じる場所がありました。

あともう一つ。少し残念だったことで、やはりまだまだ現場の支援というところでは、人権や権利を守るという感覚が弱い、という場面を現場で見ました。というのが、たまたまお風呂に入りたくて裸になってしまった方がいて、体は小さくお歳は伺わなかったのですが、私が通される時に、その人は真っ裸なわけですから、職員は女性が入ることに対してもっと配慮するか、或いは私は(その人の早く風呂に入りたくてデイルームにいるという衝動が)おさまるまで入らなくても良いかと思ったのですがけれども(その配慮がで

きない)、そういうところはまだまだ意識として弱いところがあるのではないかな、と。考え方というところに（段階が）移ってきたのではないかという感じを受けました。

（佐藤座長）

確認なのですが、養育園は個室になっているのは第2寮と女性寮の第3寮ですか。第1寮と第4寮は確か相部屋ですよね。

（事業団）

第4寮も個室になっています。第1寮は一部個室です。

（佐藤座長）

早坂委員と三島委員の両委員から、非常に改善は進んでいるし、職員も明るくなったという御指摘がございまして、その点は良かったわけで、したがって虐待は起きないだろう、と。こういう御発言と同時に、虐待は起きないのだけれども（広い意味での）人権侵害はあるのではないかというような御指摘がございまして、仮にそうだと、ではその人権侵害は誰がしているのだろうか、とお二方のコメントを聞きながら思ったところなのですが、現場は頑張っているけれどもそういう状況に置かれてしまっているということ、究極で言うと、進捗管理委員会も関係している、と。そんなところまでいくのかな、というような話なのですが。

（三島委員）

補足になりますが、今の佐藤座長のお話に関してですが、誰がその人権侵害をしているのかというと、私はシステムがそうさせてしまっていると思うのですね。やはり、出ていく期限の無いシステムができてしまっていて、その中で職員は一生懸命やる、けれども出口が見えない、行き詰っている、というのが人権侵害の一番元になるのかな、と。

地域から外れているとか、密室性があるとか、色々な理由があると思うのですが、たどりついた結論としては、一番根本に無期限入所制度があるのではないかと思うのですね。これがやはり、現場を墮落させてしまっている。つまり、職員の方はどうしてもあなた達の面倒をみてあげているという意識になってしまうのですよ。この意識がやはり虐待になるし、「障害者だからそれは仕方が無いだろう、このくらい我慢して」「建物もこれくらい我慢してよ、いっぱいお金を使っているんだよ」と、こういう考え方にどうしてもなってしまうのではないのでしょうか。ですから、これはもっと地域に出ていく、地域で暮らすようになっていけば、そういう選択肢ができれば、職員の方も人権を本当に守っていくことになると思うのだけれども、今のこの無期限入所制度の中では、職員は結局管理人という立場にしかたないというのが現状かなと思うのです。これは理屈の話ですが、私は、多分、そういうことで施設でこういう人達をサポートする職員の努力が無になっているのではないかな、という気がします。

あの中で（職員の）皆さん一生懸命やっておられるのは良く承知していますし、決して悪く言うつもりはありませんが、結果として利用者御本人を見てみるとどうかというと、そんなに豊かな生活はしていないですよ。世間の、私達の子供が自分の家で過ごすような

生活はできていないと見なくてはいけない。この委員会はそういう性格なので、やはり人権を守っていくことはどうなのだという、その基準で見ると、努力はすごいけれども達していないな、と。だから、単に縮小したし、内部の自浄努力もあって、狭い意味での虐待はもう起きないということは言えても、それでは進捗管理委員会として十分ではないのではないか、というのが私の考えです。

(村山委員)

発言してもなかなかそれが実現しない現実といいますか、どこまでこの場でお話しできるのかといつも悩みながらこの場に座っているのですけれども、一つは、前回養育園を見させていただいた時に、ハード的に改善されて、デイルームの居心地の改善にも努力されているというところは感じるのですが、それでもやはり、その中にいる人達を職員が見張っているというような感想はどうしても出てきてしまって。その場を職員と御本人とが何か楽しむとか、そういう場面が無いので。

個別支援計画があつたり、それを現場に落とし込むという話がありますけれども、その中で、入浴のシステムは変わっていないのですか。もともと5人くらいをデイルームに集めて、そこから入浴に一人二人と順番に行つて、入浴対応は二人だったりしていますよね。それで、そこに残った人達を職員が何事もないように見張っている、と。その中で起きてしまった虐待死亡事件なのですから、その入浴の流れは変わっていないのですか。その仕組みを、その時間帯をどのように過ごそうかということが職員の中から発案されると良いと思うのです。せつかく個室があるわけですから、個室の中でその時間を過ごしながら、個室からお風呂場に誘導して、一緒に行つて、入浴支援をするという流れが（できないのか）。何故そこでデイルームで何人も集まっていなくてはいけないのかというのが、御本人にとってもすごく面白くない時間帯だと思いますし、自分の部屋で何か好きなことを、現状でその方の趣味を個室で行うことはとても厳しい特性の方だとしても、そこは色々な工夫の中で一人の時間を過ごせるようにもっていくのが、やはり職員の支援の本質だろうと思います。それは非常に難しいことだろうとは思いますが、そのあたりが、職員の中から自発的に、今申し上げた日々の流れが普通ではないということに気づいて直していくというところにはなかなか至らないのかな、というのが感想です。そのあたりはどのようにお考えなのかと感じています。

やはり、その利用者御本人のニーズに合ったサービスの提供というところだと、デイルームの入浴関係の時間の過ごし方の問題と、あとは、過齢の方の日中活動を少し見せていただいたのですけれども、とても御本人がやる気になるようなお仕事の設定はされていませんでした。職員もそうですけれども、もう少し利用者が自分の役割として今日はこの仕事をするのだという、そういう働くことへの意欲を持っていくという取組みも必要だと思うので、ただ日中活動をその場で1時間くらい何かやって終わりというのではなく、そのあたりも個別支援計画の中に入れながらやっていただきたいというのが、細かいところですが、感想とお願いです。

(金子委員)

色々な取組みが形になって現れてきているということで、それは非常に良いことだと思

うのですが、他の委員さんがおっしゃったことと同じようなことで、私も、今後の袖ヶ浦福祉センターを考える上で少し気になったところがありました。今、改善に向けて、こういう生活の質を高める色々な枠組みが必要だということで取り組まれているのですが、三島委員もおっしゃいましたし、委員の皆様もおっしゃいましたが、やはり、今の枠組みの中でどうしてもできないといいますか到底難しいというところに、職員の方々は突き当たると思うのですね。その際に、そういった職員の声を丁寧に拾っていくというか、管理者がきちんとその声を聞きながら対応していかないと、やはり同じようなことがまた起きないとも限らないです。職員の方々も今色々取り組んでいらっしゃるのですが、その取り組みを、自己評価といいますか、自分の中できちんと整理するようなことを絶えずしていかないと、本当にマンネリになってしまって、その取り組み自体が意味をなさないものになってしまう可能性もあるので、職員さんというよりも管理者の方々、あるいは、もしかしたらこういう委員会の私達なども、そこは絶えず意識していかなければいけないのかなと思いました。半分感想になりましたが、以上です。

(佐藤座長)

今御説明いただいたところで、養育園と更生園ともに入っている内容で、説明を聞いても良く分からないところがあります。「給与体系の見直しについて必要な措置をとること」というのが両方とも入っているのですが、これは何のことやらさっぱり分からないので、安すぎるという意味なのか、バランスが悪いという意味なのか、後で簡単に御説明いただければと思います。

更生園も養育園も、虐待防止委員会の名称を改め、権利擁護委員会というものを作っているのですよね。そういうところですか、ヒヤリハットも、委員会等でどのような議論になっているのかということが、どこかで御説明いただければと思います。

気になったのは、三島委員と早坂委員の御説明の中で、これはせっかく不意に行ったという調査ですので、不意に行ったら、非常に、このような表現をして良いのかは分かりませんが、みすばらしい恰好をされていた利用者さんもいたということですか、支援日誌を見てみたらどうも支援をされている人の様子が良く分からない記載があったというような御指摘があったように思いますけれども。虐待防止という点から見ると格段の進捗があったということを前提としてなのですが、今まで染みついた袖ヶ浦福祉センターのやり様といいますか、体質みたいなものもありますから、そう簡単にいっぺんに全部が変わるとは思わないのですが、虐待防止よりももう一步先の、御本人の意向に沿った、より人間らしい生活の構築というような、そういう意味で人権侵害かどうかというお話かと思えますけれども、そういう観点から見たときになお課題はあるよ、という御指摘をいただいたと思います。

(早坂委員)

今の事とといいますか、村山委員がおっしゃったことに関係があるのですけれども、(袖ヶ浦福祉センターには)親御さんがなかなかいらっしゃらない(方もいる)というような状況もあったりして、職員さんの方で洋服等を用意してくださることがあるということだったので、「そういうときにどういうことを考えて洋服を選んでいるの」と聞きましたら、

「特に考えていない」と。つまり、私が言いたかったのは、この方はどんな色が似合うだろうとか、どんな服を着やすいと思うのだろうかとか、そういうことを考えて普通は服を選ぶのではないのかしら、と。そう言ったときに、「ああそうですね」と反応するような感覚が（職員の中に）まだ残っていました。もちろん、たまたま聞いた方がそうだったのであって、全部の方ではないと思いますが。

それから、先程三島委員がおっしゃったシステムというところで、決定が遅いというのはすごく感じるのですが、これはパーソナルサポーターの方と共通の方の所でお話しがあったのですけれども、児童施設で、育ちざかりの子達で、「特に好きな物の時はお代りをしたいけど、お代りはできないんだよ」と本人達が言うのですね。できないシステムになっている。そんなことは簡単に変えられるのではないかと思うのですが、未だにその辺の要望が完全に受け止められているという感じが無いのですね。そういうところは、どこで何を決定していくのかがちょっと見えないという感じがしています。

（事務局）

先程佐藤座長からお話がありました「給与体系」のところなのですが、実は勧告で職員の給与体系の見直しということが言われています。実は、まだ勧告以降ここは着手されていないところですので、引き続き載せさせていただいているところでございます。これは、今後また事業団の方でも給与体系の見直しについて検討していただく、というものでございます。

それから、システムというお話が三島委員からも出てまいりました。そういった意味では、進捗管理委員会にもこういった責任があると言わせてしまうのは、県としては非常に申し訳ない次第なのですけれども、今後のセンターの関係の改修の予算、それから、受入支援事業、外に施設を作っていくということについても支援をさせていただく予定です。あと、今後またセンターそのものの環境のあり方といったものも、この一年間の状況を踏まえて考えていく必要があるかと思っておりますので、また今後とも御議論いただければと思います。

（事業団）

今御指摘いただいた給与体系の見直しについては、事件後、平成26年3月31日に県に提出した改善報告の中に、勤務の実態や業務の実情に合わせた給与体系に見直しをするという文言が、実は入っていたのです。（この問題については）事業団自身この2ヶ年の大きな課題として取り組んできたところでもあります。委託の時代から指定管理に移行する段階において、事業団も民間と同等の扱いにしていこうということで、平成18年に大幅な給与体系の改定を行いました。そういう中で、いわゆる県に準じた体系（旧体系）と、民間により近づけていくための平成18年の給与体系（新体系）、その間で大幅な待遇格差が現実に生じているということなのです。（平成18年に）現にいた人達については旧体系の現給を保障するという手当ををし、平成18年以降新規に採用している職員については新体系のみ適用していますが、今回課題として出てきたことの中に、事業団に勤めて10年経った時に受ける年間の給与額と、一般の民間法人等、今回特に佑啓会や大久保学園と事業提携や移譲をしていく中で、比較をした時に、初任給は事業団の方が高いくらいの設定

でありながら、10年経つと年収で100万近く少なくなっていく体系になっている、ということがあります。昇給昇格の体系の中に矛盾が少しあったということと、新体系に行く中で、給与表を県の給与表に準じたものから新たに独自に給与表を作った中の、一つの体系的な矛盾の中で、こういう民間施設に比べて事業団の職員の給与が安くなってくるといふ基礎の問題から、あとは職務給であるとかそれに係る諸手当の整理の中で問題を整理していかなければならないということで、だいたひ検討して、人事委員会等の勧告に合わせて給与体系の見直しを若干やってきました。けれども、抜本的に改正するにはやはり財源の問題というのが一番大きいということと、それから、今回こういう状況の中でどこまで改訂できるかという中で、課題としては十分認識しているのですけれども、それを実行するための人員配置数の問題であるとか、財源の問題であるとか、整合性を図りながら、現実的な改善、今後どうしていくかを検討しているというところでございます。

私は民間で施設をやってきましたが、民間施設の老朽改築というのは、どこの施設も大体30年から40年くらいで改築計画をもってやっていくのですけれども、現在のセンターの建物、特に更生園は、昭和53年にその時代の時代背景の下で設計思想を持って造られた建物でございます。その中で生活するには、当然、時代の変遷に合わせ、今の時代のニーズに合わせたクオリティの高い生活支援をしていく（必要がありますが、その）ためには、老朽化した設備や建物の設計構造ではきわめて厳しいと（言えます）。そういう中で、いかに利用者一人ひとりの支援をするかについては、現場の方で鋭意工夫をしながらやっているというのが現状であります。それをトータルで評価されたときに、三島委員がおっしゃったように、権利条約が批准されたこの入所施設のあり様から見たときに、今の状況で見れば、我々が合理的配慮をいくら工夫したとしても、構造的にそこが難しいのではないかと、人権侵害に近い環境の中で生活させることになっているのではないかとというのは、私共の更生園だけではなく、障害者支援施設の多くに共通するテーマです。そのようなところを問題整理し、私達のできることをきちんとやっていきたい、ということで今取り組んでいるところです。

（佐藤座長）

大きく言ってしまうと、入所施設それ自体が人権侵害であるという意見もあちらこちらにあるわけで、そういう大きな意見は少し横に置いておいたとして、今理事長の御説明がありました。既に各委員御指摘のとおり、袖ヶ浦福祉センターの建物の構造それ自体がおよそ人間が暮らすようなものではないというところは、如何ともし難いところで、これはおしなべて県の責任であると言わざるを得ないと思います。言ってどうなるという見通しは全然つきませんが、進捗管理委員会としてはそういうことはやはり把握した以上は言わざるを得ないので、言い続けるということなのかなと思います。

それと同時に、そんな中で、現場で頑張っておられるわけですが、今日御指摘いただいた、色々な支援の具体例の中で出て来ている課題のようなものについて、これを一つひとつ触れていくと大変なことになると思いますけれども、せつかく虐待防止ではなく権利擁護という形で位置付けを変えられて、虐待を防止するというような後ろ向きな話ではなく、生活を向上していこうかというような話まで、権利擁護委員会の中で取りこんでいらっしやいますので、そういう中で、今日でたような日中活動のあり様や、上から目線の支

援になっているのではないかとか、そういう話がひょっとしたら権利擁護委員会の中で議論されているのかされていないのか、あるいは、ヒヤリハットの中でそういう話題があったのかなかったのかということをおそらく非公開でしか議論は出来ないと思いますけれども、もちろん固有名詞は出ないと思いますが、そういう、現場で議論されている内容を、もし次回あたり御紹介いただければ、少し我々も悩みが共有できるかなと思ったところがございます。

○ 資料2、資料3について説明

<委員討議>

(佐藤座長)

利用者受入等支援事業の予算は今年度からということですか。去年もあったのですか。

(事務局)

平成27年度からです。

(三島委員)

補足になると思うのですが、資料2の2(1)袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備事業の内容についてです。受入先の所にグループホームを新設させたり施設改修をさせたりということは必要ですので、私も大変良いことだと思うのですが、今日後でお話しをさせてもらうことなのですが、グループホームというのは、一般のグループホームは質的には多分あまり違いが無いと思うのですよね。利用料が高いということはあるかもしれないけれども、カリフォルニアなどでは色々なタイプの危機(クライシス)対応ということで、色々なレベルの機能をもったもの、つまり、色々な質のグループホームを作っているということで、何かそういう質的な見方というものもいるのかな、と。ただ単にグループホームということで、他のグループホームと同じです、ただこの時はたくさん(補助金を)つけますと、(補助金を)つけるのは良いのですが、もっと明確にそうした機能等をはっきりさせて制度化していくのも今後必要なのではないかなと思いました。そうでないと、なかなか受入れはやはり厳しいのではないかと、その辺もあるのではないかと、思いました。

(早坂委員)

もちろんおっしゃるとおりで、行動障害のある方達に配慮すべき建物の配慮の仕方と、一般就労が出来ていらっしゃる自立度の割合に高い方達が住まわれる住まいとは、自ずと住まいのあり様も違うと思っています。うちもそうですけれども、行動障害の方達の所は、やはり、建物にお金をかけざるを得ないという状況はありますし、それが支援をやりやすくするというところでもあるので、一律ではないことは確かだと思います。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。実は、この予算なのだと思いますけれども、平成27年度からも

うあるのですけれども、実際に袖ヶ浦福祉センターから外に移られるに当たって、新しいグループホームを作るということで、その人の状態に合った形で作るということを想定しています。三島委員のおっしゃったような形で、様々な機能を、その人に合った機能を備えたグループホームを作るということで、通常の国の施設整備の予算に上乗せする形でやっております。こういった形で、できるだけ多くの人に対応できるような形でグループホームを整備して、できるだけ移行を図っていきたいと思っております。

(三島委員)

そのことに関してですが、千葉県も良くやっていると思うのですけれども、そうした制度がサステナブルな制度として、これからずっとそういう形で対応できる制度として、システムを整備していく必要があるのではないのでしょうか。個別的な解決は多分できると思うのですけれども、そうすると、今回乗り遅れてしまった人はどうするのかという話になってくると思うのです。ですから、そういう意味では、サステナブルなシステムを整備していく。そのために、色々なシステムやモデルを検討していくのも良いのではないかなと思ったわけです。

(村山委員)

袖ヶ浦福祉センターから移行した利用者が生活するグループホームの施設整備への補助は良いのですが、この方々は日中はどこかに通われるということだと思っておりますが、その日中に関してのフォローは特に予算の中では無い、それはその法人の自助努力ということですか。例えば、移行してそのグループホームから他法人の通所に通われることも選択肢としてはあるわけで、多分その方の状況に応じてということになるのですが、そういうことも含めた移行チームの中でやっていくということだと思っておりますが、お金の分では通所部分には出ないということですか。

(事務局)

グループホームの日中の側ということになると、その土地土地の社会資源といったものに左右されますので、当然グループホームに入られてからは、昼はどこかへ日中活動に通わなければいけないわけですので、そこは移行に当たっての相談支援とか、そういった部分でフォローしていくところかなと思っております。ですので、今のところは、日中活動の場ということでの予算は考えておりません。

(村山委員)

平成27年度の実績というのは、次回の報告になるのですか。この予算がどの程度使われてどのくらいの（実績が出たか）というのは、もう現状であるということですか。

(事務局)

多分、移行の人数等になりますので、次回御報告できればと思っております。

(佐藤座長)

先程の理事長の御説明では、(この)4月末で養育園についてはおそらく50人を割り込むだろうという、そんなお話しでしたね。更生園についてはなかなかまだ数字を出すところまでいかないという感じですかね。

資料3については特に目立った御意見はございませんけれども、おそらく委員の皆様は同じ御意見かと思いますが、こういう単年度の、毎年の改修ももちろん必要なのですけれども、ここへ何千万かけるというのも一つの考えだけれども、建物自体が古いので、どんと一度にお金を使って建て直した方が良いのではないかと、というのが多分委員の皆様共通の、背後にある思いではないかと思えます。ということ、コメントとして最後に述べておきます。

○ 資料4、別冊資料1～3についての説明

<別冊資料1～3は会議終了後回収>

[非公開]

(2) その他

○三島委員提供資料について説明

<委員討議>

(佐藤座長)

これは袖ヶ浦福祉センターでもお話しになったのですか。

(三島委員)

ちょっとネガティブかなとは思ったのですが、今こうなっているよということは職員に知らせて、今後、施設の職員が何に希望を持っていくかということ、やはり社会の役に立つこと(だと思います)。そういう方向性、例えばクライシスサポートの専門技能は袖ヶ浦福祉センターはいっぱい持っているわけですよ。そこはやはり、有期の半年や1年でサポートしていくということで、非常に役割はやはりあると思うのですよね。そうした目標を持たないで、ただ今までどおりに漫然とビジョンもなく続けていくというのは、多分職員は耐えられないかなという気持ちがありました。

あまりこのように言ってしまうと、なんだかコロニーを潰すような感じになってしまうのですけれども、アメリカも決してコロニーを潰してはいないのです。だから、クライシスサポートの中核はあそこが握っているのです。スタッフはすごく良い人が一杯いるわけなので。それにあともう一つ、地域型のサポートを、クライシス系のサポートを整備していけば、結構いけるのではないかな、というモデル。そういう話です。

少し思ったのですが、進捗管理委員会の方も、個人的なレベルで県や事業団の方に意見を言いはするのですが、もう少し委員会としての統一見解のようなものがあったら良いのではないかなという部分があります。今のところ、規模の縮小と自浄作用の徹底というのは、これは大事な事だと思うのですけれども、もう一つ、やはりこれからのあり方論というものを、進捗管理委員会の中でも討論していった方が良いのではないかと、ですから、

そういう意味で議題として取り上げてみたらどうかということをご提案させていただきたいなと思ったところです。

(佐藤座長)

三島委員から情報提供と提案をいただきました。(三島委員に)質問ですが、イギリスのウィンターボーン(障害者虐待の映像がテレビ(BBC)で流されて虐待が発覚した施設)はまだ存続しているのでしょうか。

(三島委員)

はっきり覚えていませんが、2013年くらいに廃止だか閉鎖になったのではないかと(思います)。

(佐藤座長)

ウィンターボーンの虐待(の映像)はまだユーチューブで見られるのですよね。

(三島委員)

そうですね。僕は思うのですが、イギリスやアメリカでは、行政や議員のキレがよいのですよ。政治家のコミットというのはもちろん大事なのだと思ったのです。それから、タスクフォースにだいたい権限が委ねられているなど。やはり、報告書を出せるというのはいずいふところまでいいなと思いました。

(佐藤座長)

進捗管理委員会でもどこまでできるかという部分はありますけれども、少なくとも毎年評価を出しますので、それは袖ヶ浦福祉センターの改善状況並びに、県内(の事業者)や県庁等の動向についてコメントをするということは非常に必要なのですけれども、それに加えて今三島委員がおっしゃった、今後の日本の施設のあり方のようなものについて意見を出すということは、何の権限もないので余計なお世話だと言われかねないところがありますけれども、別に意見として出す分にはかまわないとは思っていますけれども。そういうことをやるのも、一つの提案かなと思います。

ただ、非常に状況は厳しいですね。一つは、今御紹介にあった中だけで見ても、アメリカもイギリスもそうですが、ADA(アメリカ障害者法)がありMCA(イギリスの意思決定能力法)があり、障害者に関する基本的な法制度と司法の関わりが違うので、例えば日本で施設にいたことが人権侵害だ、だから施設から出せとか、施設を閉鎖しろというような司法的な判断が出る可能性があるかという点、まずない。そもそも、そういう訴訟を起こす術がないという状況があります。だから、今三島委員の意見を聞いていると、虐待が起きた時に結構閉鎖の意見が出ますよね。これは、別にイギリスとアメリカだけではなくて、大体世界的にそうだと思うのですが、日本はそうではなくて、存続の意見が多く、特に家族会が存続の意見の最先鋒を切るところがありますけれども、しかし、行政も含めて、できるだけ改善をして何とかという話になりますので、そこへもって閉鎖というような話になると、言った人が一人孤立するという話になりかねない、と言いますか、実際の

るわけですが。

そんなところがあって、基本的に御本人の意見を聞くという風土が無いと言いますか、周りの意向で皆判断してしまうというところがあるので、これを私は日本型合理主義だと言っているのですけれども、周りの都合で施設の閉鎖性を保っていくというのは、どうも根深いところがあるので、日本でこのアメリカやイギリスのようなことができるのかというと、かなり厳しいと思いますけれども、せつかく19歳の少年が亡くなったことを契機にしてこういうことが数年に渡って行われているわけですから、その生き証人として我々がそれに関わったということを未来永劫伝えていくという、語り部的な意味で、こういうことがあるのだよということは発言してもよいのかな、とは思います。

(三島委員)

ちょっと思ったのは、入所施設は、もし無期入所ということだと、別に悪い事をしたわけではなく地域（の社会資源）でうまくサポートできなかったという理由で入所施設に入って、無期入所になってしまうわけですね。（入所の期限がないという点では）ある意味刑務所よりも厳しいのではないのかというアナロジーも成立するのではないのでしょうか。そんなことはないよ、現場は福祉の心でやっているよ、と言うけれども、利用者からしてみるとそう見られないことはないとは私は思うのです。もっと地域社会で暮らしていたかったのに、何故こうなってしまうのか、と（思っていないのでしょうか）。そういうことは十分にありえます。（地域の）社会資源が無いから（入所施設で）我慢して、という形になってしまっているのではないのでしょうか。

そういう意味では、私は、昔（障害児の）入所施設で仕事をしていた時にはそういう話はとても嫌だったけれども、少し離れて見てみると、そういう理屈は成り立つのではないかと（思います）。本当に障害者の人権は著しく低いなどいいますか、可哀想だな、と。例えば、無期で入っているとして、相性の悪い職員がいて嫌なことばかりされるといった時に、逃げる術が無いわけですね。普通ならば（入所を）止めて外に行くことになると思うのだけれども、無期限ではそういうものが担保されない。だから、やはり「有期」という言葉はどこかに入れておいてもらいたいというのが私の希望です。

(村山委員)

全国でやるのは無理でも、千葉県として県はどう考えてやっているのかについては、是非示す方向で行きたいと思っています。

虐待があった時に廃止ではなく存続の方向に向かうのが保護者の大きな意見である、という話が今出ましたけれども、いつも何かあれば保護者のせいになる、というのが日本だな、と。障害のある人にはいつも保護者がついていてから保護者が考えて判断しているからだ、と言われるのですけれども、それは保護者の責任ではなくて、やはりそういう社会の仕組みの中でそのように言わざるを得ないわけですから、そのことが私はいつもひっかかっていました。地域移行したくないと言う保護者の意向は一番の厚い壁だと言われますけれども、行政も支援する方々もその壁を理由にしているところもあるな、というのがすごく思っているところです。

三島委員がお話しされたこの形を、これをそのまま日本でやるのは無理、千葉県でやる

のも無理でしょうけれども、障害のある人の暮らしの場をどこを基軸に考えるかというところは、きちんと地域に移して行ってというところをやって行ってほしいと思います。それは県の計画、福祉の計画の中でうたっていくべきだと思うので、福祉計画の色々な委員会はあって、そこでもう色々な検討がされている、療育のことであつたり権利擁護もそうですし、入所のあり方であつたり地域のこともあるのですが、やはり、そこだけではなく、この進捗管理委員会としても提言をしていくということが、19歳の方が亡くなったことを踏まえてやっていくべきだと思うのです。

事業団の方で、11月26日という日にちを毎年きちんと思い出して、とおっしゃってくださっていて、それはとても良いことだと思うのですけれども、それは袖ヶ浦福祉センターの中だけのことで、それは千葉県内の色々な地域の中でそのことが薄れてきていることをとても恐れ危惧するところです。やはり、地域の中でも、11月26日がどういう日かということを中心に毎年考えて、地域ではできなかった責任をきちんと果たしていくということをしていかなければならない限り、袖ヶ浦福祉センターだけが移行を頑張っても、受けていく所が、質も含めてきちんと良いものが、地域に戻ってきちんと暮らしていけるかというところは、地域にかかってくるので、そこもしっかり見ていかなければならないと思うので、何かしらこの委員会で、この進捗の2年間だけでなく、千葉県の福祉計画の中にしっかり入れ込むようなものを、発信していきたいなと思っています。

(佐藤座長)

これは、進捗管理委員会の中で御説明をいただいて資料も御提供いただいていますから、当然、県のホームページに出るということですね、この内容は。どこかにブログでお書きになるのだらうと思いますけれども。出ないですか。

(事務局)

著作権の点は問題は無いですか。

(佐藤座長)

これは三島委員のデータですか。

(三島委員)

データの中で、例えば図などはホームページにあるもので、多分それは誰が使っても良いという話になると思うのですけれども、あとは、文章は私の文章と向こうの法規集ですから、多分公開されているもので、良いのかなと思っていますけれども。

(佐藤座長)

チェックしておいてください。これは非常に貴重なお話かと思しますので、せっかくお話もいただきましたので、国の審議会等でも委員の意見の資料は全部添付で出ますけれども、ここもこういう貴重な物については添付で公表していただければと思うところであります。

要するに、周りの意向で色々やっているよりも、御本人の意向ということなのですが、

本当にその術が無いので、さきやかにパーソナルサポーターをやっています。これが無くなったら、多分もう駄目だろうなと今思っているところです。これは、私の個人的な意見ですけれども。

(金子委員)

考え方としては、私も同感です。改善計画といいますか、色々な取組みについても、理念的な、職員として組織としての方向性という点ではそのとおりののですが、では具体的に生活の質を、本当にその人らしくとか、当たり前の人間としての暮らしということ考えていくと、構造的な問題にいつも突き当たってしまって、ではそれを全部袖ヶ浦福祉センターさんに（対応してもらおう）というのは、根本的に無理があるといいますか、そういう発想でよいのかというのは出てくる問題だと思いますので、そういうことをこういう委員会の中で確認したということが残すことが、非常に大切なと思います。

それから、佐藤座長に情報提供としていただきたいところで、この間も三島委員に資料等をいただいたのですが、意思決定を支援していくという考え方、そういった発想が少しずつ出てきていると思うのですが、その辺りも併せて、枠組みの中でといいますか、パーソナルサポーターなり、その中でそういう所にふれていければ、少し本人らしい暮らし、本人の意向ということについて、もう少し深まるのかなと、感想として思いました。

(佐藤座長)

意思決定支援についても、議論のあるところで、最近文章を書いたりしておりますので、もしよろしければ、また添付でお送りいたします。

色々なところに広がっていきますけれども、基本は御本人というところになるのですが、それがなかなか一番難しい、というところになるかと思えます。

第7回見直し進捗管理委員会（平成28年2月8日）

その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
パーソナルサポーターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の移行先があまり遠隔地だと、地域や家族との絆も途絶えてしまいがちであり、できる限り出身地域に近いところで支援するのが望ましい。 ○利用者が社会と隔絶して施設の中だけで生きていくということは、広い意味では人権侵害にもあたるようなことであり、社会全体として考えていかなければいけない。
移行に向けた動き	<ul style="list-style-type: none"> ○言語でのコミュニケーションが難しい利用者の場合、御家族の意向が利用者本人の意向となる場合も多いが、丁寧に利用者本人の意向を汲み取って御家族や関係機関に伝える努力を続けてほしい。 ○御家族と利用者本人の意向があわない場合など、色々と大変な事情はあると思うが、利用者本人の意向がかなうように御家族も含め関係者皆が協力しあえるとよい。
指定管理協定書案	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に利用期間を何年間に限るということではないが、袖ヶ浦福祉センターの今後のあり方として有期限利用といった概念をどこかに盛り込む方がよいのではないか。 ○開放的な運営体制を進めるために、施設に関する積極的な情報公開を入れてはどうか。 ○児童施設は基本的には18歳以下の児童のための施設であり、養育園での18歳以上の者への支援は特例的に行っていることがわかるようにした方がよいと思う。 ○民間施設や地域への移行を行うに当たっては、様々な関係機関との連携が必要であり、協定書にも盛り込んだ方がよい。 ○体験利用などにより利用者本人の選択肢の幅が広がって意向を表明できるようにし、その意向が尊重されるようにしてほしい。